（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）

第二条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和三十六年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 一　（略） 二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準 ㈠　乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準 (1)～(4)　（略） (5)　牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、特別牛乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳及び乳飲料にあっては、法第五十五条の規定による営業の許可を受けた施設において、それぞれ一貫して処理を行うこと。 ㈡～㈤　（略） 三　（略）	**別表** 一　（略） 二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準 ㈠　乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準 (1)～(4)　（略） (5)　処理は、牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあっては乳処理業の許可を受けた施設で、特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設で、クリーム、調製液状乳、発酵乳及び乳飲料にあっては乳製品製造業の許可を受けた施設で、それぞれ一貫して行うこと。 ㈡～㈤　（略） 三　（略）

第三条　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（施設又は営業の指定） **第四条**　法第三条第二号、法第五条の二第一項及び法第八条の二に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。 一　（略） 二　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第四号、第二十五号又は第二十六号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）	（施設又は営業の指定） **第四条**　法第三条第二号、法第五条の二第一項及び法第八条の二に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。 一　（略） 二　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号、第十四号又は第三十二号に掲げる営業

様式第二の二を次のように改める。

様式第二の二（第四条の二関係）

調　理　師　業　務　従　事　者　届

ふりがな		性別	年齢
氏名		男・女	歳
本籍地 都道府県名 （国籍）			
住所	〒 都道府県		
電話番号			
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名	登録番号	第　号
	登録年月日	昭和 平成 令和	年　月　日
業務に従事する場所	1．寄宿舎 2．学校 3．病院 4．事業所 5．社会福祉施設 6．介護老人保健施設 7．矯正施設 8．飲食店営業 9．魚介類販売業 10．そうざい製造業 11．複合型そうざい製造業 12．その他		
	所在地		
	電話番号		
	名称		
備考			

（備考）　該当する文字又は数字を○で囲むこと。